

令和 6 年度「省エネルギー設備投資利子補給金」 制度にかかる指定金融機関の採択についてのお知らせ ～省エネ設備等の導入による脱炭素化の取組みを融資で後押しします！～

令和 6 年 7 月 5 日

各 位

協栄信用組合

協栄信用組合（本店：新潟県燕市、理事長：池内 博）は、経済産業省が実施する「令和 6 年度省エネルギー設備投資利子補給金」制度の指定金融機関として採択され、同事業での利子補給の取扱いを開始いたしますことをお知らせいたします。

本制度は経済産業省の利子補給事業に則り、省エネルギー設備の新設・増設のための設備投資を行う事業者を対象に、最大 1.0%、最長 10 年間の利子補給が受けられる事業です。

当組合は、本事業を通じて、お取引先の SDGs や脱炭素（カーボンニュートラル）への取組みを積極的に支援し、地域とともに持続可能な経済・社会づくりを進めてまいります。

記

■ 事業の概要

| | |
|-------|---|
| 事業名 | 令和 6 年度「省エネルギー設備投資利子補給金」 |
| 補助事業者 | 一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII） |
| 対象事業 | 以下のいずれかの事業に係るご融資が対象となります。 (1) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 (2) 省エネルギー設備を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が 1% 以上改善される事業 (3) データセンターのクラウドサービス活用や EMS の導入等による省エネルギー取組に関する事業 |
| 融資利率 | 当組合所定利率（固定金利） |
| 利子補給 | 利子補給率 最大 1.0% 利子補給期間 最長 10 年間（導入設備の法定耐用年数が上限となります） |
| 申請期間 | 受付期間内にお客様と当組合が共同で作成した「融資計画書」を提出する必要があります。 第 1 回：2024 年 5 月 24 日（金）～6 月 21 日（金）受付終了 第 2 回：2024 年 6 月 28 日（金）～8 月 9 日（金） 第 3 回：2024 年 8 月中旬～9 月下旬（予定） 第 4 回：2024 年 10 月上旬～11 月上旬（予定） ※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって受付は終了となります。 |



以上

本件に関するお問い合わせ先
協栄信用組合 営業推進部
（担当：三五（サンゴ）、小柳）
TEL：0256-61-1507
<http://www.kyoei-shinkumi.jp>

省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組の 融資利息の一部を補給します！

対象となる3つの要件のうち いずれかを満たすこと

～指定金融機関が行う以下事業への融資が対象となります～

ア:エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業

イ:省エネルギー設備を新設・増設し、エネルギー消費原単位が1%以上改善される事業

ウ:データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取組に関する事業

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※利子補給率=貸付利率1.1%以上：**1.0%**

貸付利率1.1%未満：**貸付利率-0.1%** (例) 貸付利率0.8%の場合：利子補給率0.7%

融資計画書
の受付期間

| | |
|-----|------------------------|
| 第1回 | 2024年5月24日(金)～6月21日(金) |
| 第2回 | 2024年6月28日(金)～8月9日(金) |
| 第3回 | 2024年8月中旬～9月下旬(予定) |
| 第4回 | 2024年10月上旬～11月上旬(予定) |

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

事業者と指定金融機関の共同提出

指定金融機関による申請



事業者の手続きは
ここまでです

※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

※融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。

